

里親制度の説明

子ども家庭庁「社会的養護の推進に向けて」（2024年10月）参考

◇ 里親とは

親の病気や離婚、虐待や貧困、望まない妊娠等の理由で親元にて暮らせない子どもを家庭の一員として迎え、家庭の中で養育する人。

児童福祉法に基づき、県や市区（政令市・中核市・東京都特別区）の児童相談所長から委託を受け養育する。

1 里親の種類（児童福祉法第6条の4関係）

No.	種類	委託割合 (世帯数)	内容
1	養育里親	80% (3,967)	子どもの性別や年齢に関係なく育てる里親家庭 原則 18 歳高校卒業まで（20 歳まで措置延長有）
2	専門里親	3% (166)	虐待等の行為で心身に有害な影響を受けた子ども、非行や障害のある子どもを育てる里親家庭。
3	養子縁組里親	6% (301)	養子縁組を希望する里親家庭
4	親族里親	11% (578)	両親等の死亡、行方不明、拘禁、入院等により養育できない場合、二親等以内の扶養義務のある親族（兄弟・祖父母）が育てる里親家庭（おじ・おばは「養育里親」H23.9～）

2 ファミリーホーム〔小規模住居型児童養護〕H21.4～

児童養護施設を縮小したのではなく、里親家庭が大きくなったもの。

里子数（定数）は5～6人（養育里親は4人まで、専門里親は2人まで）

3 週末里親・季節里親制度（3日里親）

児童養護施設で暮らす子ども達の中で、週末や年末年始、夏休み等に親元に戻れない子ども達に里親家庭で家庭生活を体験させる制度。里親登録者が該当

4 緊急一時保護委託

里親家庭において短期間の養育をする制度。若年出産や養育者が入院する場合に養育里親等に一時保護委託をする。